

議案第20号

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

行政区の設置に伴う改正

飛驒市行政区等設置条例の一部を改正する条例

飛驒市行政区等設置条例（平成16年飛驒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表神岡振興事務所の部中北新地地区の項の次に次のように加える。

大津通地区	神岡町船津の一部
-------	----------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

飛騨市行政区等設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																																								
<p>本則・附則 略 別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">所管する事務所名</th> <th style="width: 25%;">区名</th> <th style="width: 50%;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">本庁の部～宮川振興事務所の部 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">神岡振興事務所</td> <td>本町通り地区</td> <td>神岡町船津の一部</td> </tr> <tr> <td>西里・大門地区</td> <td>神岡町船津の一部</td> </tr> <tr> <td>堀川町地区</td> <td>神岡町船津の一部</td> </tr> <tr> <td>北新地地区</td> <td>神岡町船津の一部</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">以下 略</td> </tr> </tbody> </table>	所管する事務所名	区名	区域	本庁の部～宮川振興事務所の部 略			神岡振興事務所	本町通り地区	神岡町船津の一部	西里・大門地区	神岡町船津の一部	堀川町地区	神岡町船津の一部	北新地地区	神岡町船津の一部	_____	_____	以下 略			<p>本則・附則 略 別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">所管する事務所名</th> <th style="width: 25%;">区名</th> <th style="width: 50%;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">本庁の部～宮川振興事務所の部 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">神岡振興事務所</td> <td>本町通り地区</td> <td>神岡町船津の一部</td> </tr> <tr> <td>西里・大門地区</td> <td>神岡町船津の一部</td> </tr> <tr> <td>堀川町地区</td> <td>神岡町船津の一部</td> </tr> <tr> <td>北新地地区</td> <td>神岡町船津の一部</td> </tr> <tr> <td><u>大津通地区</u></td> <td><u>神岡町船津の一部</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">以下 略</td> </tr> </tbody> </table>	所管する事務所名	区名	区域	本庁の部～宮川振興事務所の部 略			神岡振興事務所	本町通り地区	神岡町船津の一部	西里・大門地区	神岡町船津の一部	堀川町地区	神岡町船津の一部	北新地地区	神岡町船津の一部	<u>大津通地区</u>	<u>神岡町船津の一部</u>	以下 略		
所管する事務所名	区名	区域																																							
本庁の部～宮川振興事務所の部 略																																									
神岡振興事務所	本町通り地区	神岡町船津の一部																																							
	西里・大門地区	神岡町船津の一部																																							
	堀川町地区	神岡町船津の一部																																							
	北新地地区	神岡町船津の一部																																							
	_____	_____																																							
以下 略																																									
所管する事務所名	区名	区域																																							
本庁の部～宮川振興事務所の部 略																																									
神岡振興事務所	本町通り地区	神岡町船津の一部																																							
	西里・大門地区	神岡町船津の一部																																							
	堀川町地区	神岡町船津の一部																																							
	北新地地区	神岡町船津の一部																																							
	<u>大津通地区</u>	<u>神岡町船津の一部</u>																																							
以下 略																																									

